

明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)シンポジウム

著作権・表現の自由・刑事罰

第二部 著作権と刑事罰 基調講演

著作権法違反事件に関する 実体法・手続法上の問題点

骨董通り法律事務所 弁護士
島根大学法科大学院 教授
桑野 雄一郎

2015/3/24

第1 はじめに

第2 実体法上の問題

第3 手続法上の問題

第4 最後に

～刑罰法規としての著作権法

第1 はじめに

1 著作権法は特別刑法

他人の著作物を利用した表現行為を
刑事罰をもって規制する法律

→ 表現の自由に対する重大な制約

2 しかし刑罰法規としての著作権法解釈は未成熟

(1) 解釈する側の属性

ア 研究者→刑事系出身者は不在

イ 実務家→弁護士・・・ビジネスロイヤー中心

裁判官・・・民事系・専門部も民事のみ

検察官・・・執務資料は(おそらく)ない

(2) 問題意識を喚起する契機となる事件の欠如

～ 著作権法解釈が問題となる刑事裁判がない

3 一元論と二元論(著作権侵害罪について)

(1) 論文

- 伊藤栄樹・小野慶二・宗子邦男編
「注釈特別刑法第4巻労働法・文教法編」立花書房(1985年)
- 平野龍一・佐々木史朗・藤永幸治編
「注解特別刑法4経済編[第2版]」青林書院(1991年)
- 松川実「著作権法における私法的解釈と刑法的解釈」
青山法学論集第49巻第3号(2007年)
- 拙稿「著作権侵害の罪の客観的構成要件」
島大法学第54巻第1・2号(2010年)

(2) 裁判例①

大阪地判平成 6 年 4 月 12 日判時1496号38頁

「民事上は演奏権の侵害とされるのは仕方がないとしても、刑事上は罪刑法定主義の観点から演奏権の侵害にはならないかの如き解釈は、演奏権の概念を徒らに混乱させるものであつて、到底採り得ない。演奏権の概念自体は民事法上、刑事上を問わず一義的に明確であるべきものであり、また同一内容のものとしてとらえるべきものと解する。」

(3) 裁判例②

知財高判平成19年3月29日判時1990号122頁

「改正著作権法54条1項の規定は、映画の著作物の保護期間を公表後50年から70年に延長するものであって、その適用があるか否かにより、著作物を自由に利用できる期間が大きく相違する上、著作権の侵害行為に対しては、民事上の差止めや損害賠償の対象となるほか、刑事罰の対象ともなるのであるから、改正著作権法54条1項の規定の適用の有無は文理上明確でなければならないというべきである。」

(3) 総括

- 主流は一元論
- 民事責任は認められても刑事責任は問われない
という領域は必要か
- 必要であればどのような法理から導くか

第2 実体法上の問題

1 前提～刑罰法規としての著作権法の特徴

(1) 故意犯の処罰規定しかない

(2) 著作(者人格)権を侵害しない行為も
処罰対象になっている

- ・ 引用における出所明示違反(§ 122)
- ・ 著作者死亡後の人格権保護違反(§ 120)
- ・ § 121

2 著作権侵害罪の構成要件について

(1) 構成要件についての分析・整理が進んでいない

§ 119 I「著作権・・・を侵害した者」

支分権に該当する行為をしても著作権侵害にならない場合

- ① 利用された著作物が著作権の対象とならない
or著作権法による保護を受けないものである場合
- ② 著作権の保護期間が満了している場合
- ③ 相続人の不存在等により著作権が消滅している場合
- ④ 正当な権利に基づき利用行為が行われる場合
- ⑤ 裁定に基づき利用行為が行われる場合
- ⑥ 例外規定に該当する場合

これらについて著作権侵害罪が成立しない理由
(消極的構成要件／違法性阻却事由／併用)

(2) 従来の「常識」に潜む問題点①

～客観的要件と主観的要件の区別が曖昧

故意＝客観的要件に対する認識・認容(実務)



客観的要件該当事実が何か

＝いかなる事実を認識・認容していれば

故意が認められるのか という視点での要件論が不十分

例) 複製権＝同一性・依拠性

故意＝依拠していることの認識・認容？

無意識の依拠が依拠かという議論？

(3) 従来の「常識」に潜む問題点②

～罪刑法定主義・明白性の原則との関係

ア 文言から乖離した解釈

例) 複製・引用など

イ 過度に曖昧な解釈

例) 公衆概念における多数の基準

ウ 複雑怪奇な保護期間

(4) 従来の「常識」に潜む問題点③

～いわゆるカラオケ法理

- ・ 実行行為概念の不当な拡張ではないか？
- ・ 共同正犯概念のある刑事で必要か？

(5) 刑事法特有の問題点

～未必の故意・法律の錯誤による

処罰範囲拡張を抑制する法理の必要性

ア 未必の故意

※ 私的違法DLに関する議論

イ 法律の錯誤(あてはめの錯誤)

要件該当性の判断の誤りは故意を阻却せず

例) 類似性の判断

引用の要件該当性の判断

2 罪数論について

(1) 著作権侵害と著作者人格権侵害の関係

例) 翻案権と同一性保持権・氏名表示権

(2) 支分権侵害と支分権侵害の関係

例) 複製→頒布の場合

複製→頒布&公衆送信の場合

(3) 支分権侵害と間接侵害の関係

例) 知情頒布と譲渡権侵害

(4) 支分権侵害の共犯と間接侵害の関係

第2 手続法上の問題

1 罪数論が未成熟なことに伴う問題

～公訴事実の単一性の範囲が不明確

- (1) 逮捕・勾留一回性の原則の適用範囲
- (2) 二重起訴禁止の範囲
- (3) 訴因変更の可否
- (4) 既判力の範囲 などへの影響

2 ハイスコアガール事件を踏まえて ～強制捜査についての問題

(1) 著作権侵害罪については強制捜査が認められやすい

ア 前提～「罪証隠滅」の対象

→ 犯罪事実と犯情事実(実務)

イ 罪証隠滅の虞／疑うに足りる相当な理由は
認められやすい

- ・ 犯罪事実(侵害行為そのもの)
- ・ 犯情事実(犯行経緯・犯行後の行為)
 - 隠密裏に・外部に痕跡を残さず行われることが多い
 - 客観的要件に関する証拠
 - 主観的要件に関する(状況)証拠の隠滅が容易
 - いきなり搜索差押というハイスコアガール事件は
当然のことかもしれない

(2) 搜索差押許可状の記載事項についての問題点

逮 捕 状 → 「被疑事実の要旨」
(刑訴法 § 200 I)

搜索差押許可状 → 「罪名」
(刑訴法 § 107)。

→ 「著作権法違反」のみ

→ 防御上極めて不都合

第4 最後に

～刑罰法規としての著作権法の課題

- 1 処罰対象となる行為の明確化
- 2 正当化事由・その判断基準の明確化
- 3 適切に処罰範囲を限定する法理の必要性
(故意を阻却する法理など)
- 4 罪数論の整理
- 5 刑事訴訟手続の特別規定の必要性
強制捜査を制限する規定
令状記載事項についての規定

以上